

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 公立大学法人福知山公立大学 一般事業主行動計画

働きやすい職場環境を整えることにより、すべての教職員が仕事と生活の調和を図りその能力を十分に発揮し活躍できるようにするため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和7年10月1日～令和10年9月30日までの3年間

2. 内容

(1) 教職員の仕事と子育ての両立を支援する雇用環境の整備

【目標1】女性教職員の育児休業取得率^①を100%、男性教職員の育児休業又は育児目的休暇制度^{※1}の取得率^②を100%とする。

※1 配偶者の出産特別休暇（3日）、育児参加特別休暇（5日）

取得率^①・・・育児休業を取得した女性教職員／出産した女性教職員数×100（%）

取得率^②・・・育児休業又は育児目的休暇を取得した男性教職員数／配偶者が出産した男性教職員数×100（%）

<対策>

▼令和7年10月1日～ 教職員に対して仕事と子育ての両立支援制度を周知する。

▼令和7年10月1日～ 本人又は配偶者が出産を控えた教職員に対して個別説明及び意向確認を実施する。

(2) 働き方の見直しによる職場環境の整備

【目標2】法定時間外労働の減少及び年次有給休暇取得率[※]を60%以上とし、ワークライフバランスの向上を図る。

※全取得日数／全付与日数（繰越日数を含まない）×100（%）

<対策>

▼令和7年10月1日～ 年次有給休暇が取得しやすいよう行事や会議を設定しない日をつくる。

▼令和7年10月1日～ 本人の希望を踏まえた年次有給休暇の計画的な取得に努める。

▼令和7年10月1日～ 管理職員が時間外勤務状況を毎月把握するとともに、常態化している場合には該当者と面談するなどして業務改善を図る。

(3) 女性の活躍推進に関する取組

【目標3】管理職員に占める女性教職員割合[※]を20%以上とする。

※女性管理職員数／管理職員数×100（%）

◆令和8年5月1日時点における管理職員に占める女性教職員割合は10%

<対策>

▼令和7年10月1日～ 女性の活躍推進に関する研修への積極的な参加を勧奨する。